労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月 24 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について、令和８年８月 24 日（月）から同年９月 23 日（水）まで御意見を募集したところ、74 件の御意見をいただき、うち 35 件は本件に関する御意見、残り 39 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見とそれに対する厚生労働省の考え方について、内容により分類し、以下のとおり要約して取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の趣旨	御意見に対する考え方
１	事業者都合の安易な規制緩和や責任回避を排し、現場の実態に即した実効性のある安全対策と厳格な指導監督を徹底することを強く求める。	今回の改正は SDS の交付による情報伝達がより一層適切に行われ、リスクアセスメントの的確な実施を担保し、化学物質のばく露からの労働者保護をより十分なものとするためのものであり、ご指摘の内容には当たらないと考えております。 また、施行に当たっては、その運用のための通達、Q&A、モデル SDS 等の各種ツールを整備し、現場の実態に即して運用されるよう、適切な指導を行ってまいります。
２	本改正に反対し、撤回を求める。 通知事項に CAS 番号、保護具種類、手袋に不適切な材料、成分ごとの法令等を追加するのは、事業者への過剰な義務付けである。行政事務を増やし、自律的管理を名目にした国の介入強化で、行政事務削減の方針に反する。	今回の改正は、令和６年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめや令和７年労働政策審議会取りまとめの「今後の労働安全衛生対策について（建議）」における提言に基づき、リスクアセスメントのより的確な実施を担保するために必要なものと考えています。なお、本改正により、直

	情報過多で現場の実効性が低下する恐れもある。	接的に行政の事務が新設されることはありません。
３	自律型管理と言いながら、「保護具の素材」等々、各企業に指示を SDS で出させる。法令目的と内容が矛盾しているため、全面的に反対。 「化学物質管理者」や「保護具責任者」を、資格制にして、取得させているが、それらとの整合性が取れない。 この対応は、ダブルスタンダードでしかなく、これを本気で進めるのなら、「保護具着用責任者」「化学物質管理者」制度をなくすべき。	化学物質の自律的管理は、危険性・有害性が確認された全ての化学物質に対して、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 57 条第１項に基づくラベル表示や同法第 57 条の２第１項に基づく SDS の交付を通じて、化学物質の譲渡提供者が、その管理に必要な情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者が当該情報を踏まえて、同法第 57 条の３第１項に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき必要な措置を実施するものです。また、この自律的管理を的確に実施するため、「保護具着用責任者」や「化学物質管理者」制度を導入しているところです。 今回の改正は、このリスクアセスメントを適切に実施するために必要な情報が SDS に記載されることを担保するためのもので、化学物質の自律的管理と整合しています。
４	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 「成分を特定できる当該成分に固有のものとして広く用いられる番号」について、営業上の秘密として非公開としているものも開示が必要になるのか。	改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 34 条の２の４第３号において、当該通知義務の対象として、「法第 57 条の２第３項の規定に基づき代替化学名等により成分の情報を通知する場合を除く」旨を明記しており、代替化学名等による通知が認められる成分については対象となりません。
５	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 具体的にどのような番号が含まれるのか明示してほしい。	米国化学会ケミカルアブストラクトサービスに登録された番号（いわゆる CAS 登録番号）のほか、安衛則別表第２に定める番号、化学物質の審査及び

		製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号)第４条第５項に規定する公示の際に付与される番号(いわゆる化審法登録番号）が含まれます。こちらについては､改めて通達等でお示しする予定です。
６	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 CAS 登録番号は日本法規とは関連が薄いと考えているが、CAS 登録番号の記載を求めるのであれば、日本法も CAS 登録番号をベースにしたものに改めるか､対比表を整備するのが先ではないか。	CAS 登録番号は日本政府が定めたものではないため､労働安全衛生法令及び関係告示・公示においては、化学物質の名称で規制対象を規定しており、リスクアセスメント等対象物の該非の判断は、CAS 登録番号ではなく物質の名称で行うこととしています｡安衛則においても、「成分名を特定できる固有の番号」として CAS 登録番号のみを指定しているものではありません。なお、参考として、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html）に掲載している「リスクアセスメント対象物一覧(裾切値一覧）」等の表において、CAS 登録番号との対比を示しています。
７	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 製品成分とそれぞれの成分の使用比率は知財の塊であり､それを SDS に記載することは知財の流出につながりかねないため反対。 SDS に必要なことは、その SDS の対象を適切に使用するための方法と､その危険性の把握､および万が一の対応を記載することであり、CAS 番号などを記載せずとも､危険な成分については番号や一般的な名称を割り当て､その危険な成分それぞれの情報を一般的な名称を用いて記載すれば CAS 番号	令和５年度及び令和６年度の化学物質管理に係る専門家検討会において、CAS 登録番号から物質を同定できればリスクアセスメントの円滑適正な実施に資するという趣旨から、SDS には CAS 登録番号の記載が必要であるというご意見をいただき､令和６年度同検討会中間取りまとめにおいて SDS の記載事項として追加すべきものとして CAS 登録番号等が挙げられています。また、令和７年労働政策審議会取りまとめの｢今後の労働安全衛生対策について（建議）｣においても、同様の内容が挙げられています。

	を開示する必要はないと考え、SDS の目的も果たせる。 現行の SDS には、法令情報、製品のＧＨＳ分類、各成分のＧＨＳ分類や毒性データ等が既に記載されており、安衛法に基づくリスクアセスメントも実施可能である。CAS 登録番号等を追加しても、リスクアセスメントに有益な情報が大幅に増えるとは考えにくく、従来どおり任意提供とすべきである。	労働安全衛生法令では、成分名によって該当する規制の適用を特定しており、製品に含まれる成分については、これまでも、安衛法第 57 条の２第１項第２号において、成分を通知することを義務付けています。また、リスクアセスメントにおいては、複数の製品を混合して使用する場合も多く、個々の製品に含まれる成分名、含有量等を特定してハザードを特定し、使用量や使用時間、使用方法等のばく露の程度の情報と併せて、リスクレベルを評価する必要があり、適切なリスクアセスメントを実施するためには、成分名を特定する必要があります。 今回の改正で成分を特定できる固有の番号の通知は、成分名に紐付いた危険・有害性に係る情報収集を容易にし、リスクアセスメントの精度を向上することを意図するものです。 なお、法第 57 条の２第３項の規定に基づき代替化学名等により成分の情報を通知する場合は、固有番号の通知義務は免除されます。
８	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 CAS 登録番号等、成分を特定できる固有番号を通知事項とすることは、物質の特定及び適用法令の確認を容易にする観点から有用であり、通知事項への追加に賛成。	施行に当たっては、その運用のための通達、Q&A、モデル SDS 等の各種ツールを整備し、現場の実態に即して運用されるよう努めてまいります。
９	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 CAS 登録番号については、同一成分でも複数存在する場合や付与されていない場合があるため、ＣＨＲＩＰに公開されている情報に限るなど、通知対	同一成分に複数の CAS 登録番号が付与されている場合としては、一の異性体と異性体混合物とでそれぞれ番号が付与されている場合等が考えられますが、そのような場合であっても、当該成分をより的確に特定できるも

	象となる番号の範囲や判断基準を明確にしてほしい。番号を複数掲載することは可能か。 成分名を特定できる一般的な番号が存在せず SDS に記載できない場合、SDS 提供義務違反として罰則の対象となるのか。	のを通知する必要があり、「成分名を特定できる」という点から、複数の番号を記載することは想定していません。 番号が付与されていない場合は、通知すべき番号が存在しないことから、本規定の適用対象とはならない旨、安衛則第 34 条の２の４第３号において明記しており、その場合は番号が記載されていないことをもって法令違反とはなりません。
10	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 原料供給者等から情報が得られない場合は CAS 登録番号等の記載を免除又は非開示とする等の救済措置を明確化してほしい。	法第 57 条の２第３項の規定に基づき代替化学名等により成分の情報を通知する場合、固有番号が存在しない場合を除き、固有番号の記載を省略することは認められません。原料供給者等から必要な情報を入手し、記載する必要があります。
11	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 「銅及びその化合物」等の群名称で法令に記載されている物質に群全体として対応する CAS 登録番号が存在しないことを踏まえ、通知対象の番号が法令名称を特定する番号を指すのか、個別化学物質名称を特定する番号を指すのかを、省令本文または通達等において明確にしてほしい。	「成分」については、従前より通知対象物質の成分及び含有量を明記することが義務付けられています。このため、安衛則第 34 条の２の４第３号により通知が義務化される成分名を特定できる一般的な番号については、成分に対応するものであることから、法令上は群名称で規定されているものについても、通知対象物質に対応するものを記載する必要があります。
12	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 多くの事業者は専用システムを用いて SDS を作成しており、仮に当該番号の記載箇所が項目 15（適用法令）に限定された場合、システム改修による事業者負担が生じるため、項目３（組成及び成分情報）への記載も認めてほしい。	JIS Z7253 に基づく項目３及び項目 15 に係るご意見と思量しますが、安衛則第 34 条の２の４第３号で規定する「成分名を特定できる一般的な番号」は当該規格においては項目３の記載内容に含まれます。

13	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 CAS 登録番号は民間企業が管理・運営する識別番号であることから、日本の法令によりその記載を一律に義務付けることは適当ではないと考える。	安衛則第 34 条の２の４第３号においては、CAS 登録番号のほか、安衛則別表第２に定める番号、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号）第４条第５項に規定する公示の際に付与される番号（いわゆる化審法登録番号）が含まれ、これら番号を記載すれば、必ずしも CAS 登録番号を記載する必要はありません。こちらについては、改めて通達等でお示しする予定です。
14	【CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号について】 番号記載の対象について、安衛法第 57 条の２における通知対象物質を含有する製品中の当該通知対象物質のみを対象とするのか、通知対象物質ではない成分を含む全成分を対象とするのかを明確化してほしい。	安衛法第 57 条の２第１項に基づく SDS の交付が通知対象物を対象とした義務ですので、成分名の通知も、通知対象物に該当する成分のみに義務が課されます。
15	【呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類について】 呼吸用保護具の通知対象はどのような物質か。SDS に一律に保護具の種類のみを記載した場合に適切なリスク評価に基づく選定を妨げるおそれがあることを懸念している。また、海外製造者等から十分な情報が得られない場合等について、「情報なし」とすることは可能か。 「成分に応じた適切な呼吸用保護具の種類(吸収缶の種類を含む。)」とは、具体的にどのような内容を指すのか。SDS には、防じんマスク、防毒マスクの区分のみを記載すれば足りるのか、それとも捕集性能、吸収缶の具体的な種類の特定まで記載する必要がある	「呼吸用保護具の種類」の通知は、そのまま又は取扱説明書に従い混合して使用する等により、使用時の成分組成が明らかな通知対象物に限り課された義務とする予定です。 「呼吸用保護具の種類」には、防毒用、防じん用又はその両方の機能を持つもののいずれかを明記する必要があります。「吸収缶の種類」は、防毒マスクの規格（平成２年労働省告示第 68 号）第８条第５項に掲げる吸収缶の種類のほか、日本産業規格 T8152「防毒マスク」に基づき、譲渡提供される化学物質の有毒ガス等に対して有効な吸収缶の種類を記載しなければなりません。 呼吸用保護具の種類の判断に当たっては、常温で気体の物質又は常温で固

	のか。濃度や作業環境によっては送気マスク等が必要になるが、その記載は不要か。 吸収缶の種類まで含めた呼吸用保護具の選定には高度な専門知識が必要であるから、国として、マニュアル、ガイドライン、記載要領、CAS 登録番号等により検索可能な公的データベース、耐透過性一覧表のようなリスト、化学物質と呼吸用保護具の対応関係を示す対照表の支援をしてほしい。	体・液体の物質で蒸気圧の高い物質を含有するなど、想定される用途においてガス又は上記のばく露を防止することが必要な成分については、防毒用とすることが必要です。また、常温で固体・液体であるなど、想定される用途においてミストを含む粒子状物質のみのばく露を防止することが必要な製品については、防じん用とすることが必要です。送気マスクの要否については記載を求めていません。 このように、呼吸用保護具の種類は、通知対象物質の物性等によって決定可能であることから、「情報なし」として通知することは認められません。なお、通知対象物を使用する事業者は、譲渡提供者が想定する成分組成以外の成分組成等で使用する場合には、当該混合物の有害性等をより慎重に検討した上でリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき適切な呼吸用保護具等を検討する必要があります。 これらは、施行通達にて明確にする予定です。SDS の作成に当たっては、厚生労働省が「職場のあんぜんサイト」で公表しているモデル SDS を参考情報として活用いただくことが可能です。今後、SDS 作成者が適切に記載できるよう、施行通達、Q&A、モデル SDS 等を整備し、制度が現場の実態に即して運用されるよう努めてまいります。
16	【呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類について・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】	成分に応じた不浸透性の保護手袋として不適切な材料の通知の義務は、当該成分が安衛則第 594 条の２第１項に規定する皮膚等障害化学物質、特定化学物質又は４アルキル鉛といった

	「不適切な材料」としてどのような製品に、どの程度まで記載する必要があるのか。海外製造者等から十分な情報が得られない場合等に、「情報なし」として記載することは認められるのか。 不適切な保護手袋の選定には高度な専門的知識が必要であるから、化学物質と保護手袋との対応関係を示す対照表、CAS 登録番号等により検索可能な公的データベースの整備等の支援をしてほしい。また、具体的な記載要領・記載方法や記載例を示してほしい。	不浸透性の保護手袋の使用が求められる物質に該当する場合に限られます。海外メーカーの製品であっても、国内の事業者が輸入した化学品を販売する場合は、輸入者が譲渡提供者になるため、SDS を交付していただく必要があります。 「不適切な材料」は、当該成分が短時間で保護手袋内に浸透する等の理由により不適切なものを指し、具体的には、成分に応じて、当該材料の保護手袋を使用した場合に、JIS T8116 で定める試験方法等により 10 分未満で当該成分が透過することが判明しているものとして、「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」及びその参考資料である「耐透過性能一覧表」（https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001716484.xlsx)において、使用する化学物質に応じて「×」が付されている材料が含まれます。 SDS の作成に当たっては、厚生労働省が「職場のあんぜんサイト」で公表しているモデル SDS を参考情報として活用いただくことが可能です。今後、SDS 作成者が適切に記載できるよう、施行通達、Q&A、モデル SDS 等を整備し、制度が現場の実態に即して運用されるよう努めてまいります。
17	【呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類について・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 混合物の場合は、含有する成分ごとの適切な吸収缶・不適切な材料を記載することで、法令で定める事項を通知したことになるか。	呼吸用保護具の種類や保護手袋として不適切な材料の通知は、個々の通知対象物の成分に応じて行われるものであり、混合物の場合は成分ごとに記載することで差し支えありません。

18	【呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類について・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 化学物質取扱事業者の使用条件における保護具の選定の責任は当該使用者にあるため、譲渡提供者がSDSに記載した保護具については「虚偽の通知」等の罰則の適用外と明記すべきである。	ご指摘のとおり、安衛則第577条の２において、化学物質取扱事業者は、リスクアセスメントの結果等に基づいて有効な呼吸用保護具の選定・使用を行うこととなっており、選定・使用の責任は化学物質取扱事業者にあります。 他方で、安衛則第34条の２の４第５号は、当該リスクアセスメントに活用するための情報として、適切な保護具の種類を通知することを譲渡提供者に義務付けるものであり、法令に定められた事項について不記載や虚偽の通知がある場合には、罰則が適用される場合があります。
19	【含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 SDS における記載が、「厚生労働省のマニュアルにしたがって選定のこと」といった内容でも問題ないか。	保護手袋として不適切な材料の通知は、厚生労働省ホームページに掲載している「皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の耐透過性能一覧表」から該当する部分を抜き出した情報をHPに掲載し、そのQRコードやURLを示すことにより代えることができます。なお、「一覧表」そのもののQRコードを掲載しても、ユーザーが該当物質を探すことが困難なため、製品の成分に限定した一覧表とする必要があります。こういった内容については、通知でお示しする予定です。
20	【含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 材質への溶解性あるいは浸透性が高すぎて適切な保護手袋が見つからない物質の場合はどのような記載が適切か。	今回の改正は、含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料を通知することとしております。 皮膚障害等防止用保護具の選定手順としては、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001670143.pdf）で公表している「皮膚障害等防止用保護具の選定

		マニュアル」の「耐透過性能一覧表」を参考にしていただくようお願いします。
21	【含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 厚生労働省が公表する耐透過性能一覧表等に当該物質の情報がない場合の取扱いを明確にしてほしい。	通知対象物が安衛則第 594 条の２第１項に規定する皮膚等障害化学物質等の不浸透性の保護手袋の使用が求められる物質に該当する場合は、当該成分に係る不浸透性の保護手袋の材料として適切でないものを記載しなければなりません。 耐透過性能一覧表に記載がない場合であっても、必要な情報を収集し、通知する必要があります。
22	【含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 ユーザーにおいて、不適切な材質以外であれば不浸透性の保護手袋と考えてしまう誤認を防ぐための記載(示されている材質以外の手袋が必ずしも不浸透性かどうかは不明である等)を加えてほしい。 不適切な材質を記載するのでなく適切な材質を記載してもよいのか。 適切な手袋は濃度、接触時間、温度、作業方法、手袋の厚さ等によって変わるため、SDS 供給者が示す「不適切」と、使用事業者が作業条件に基づいて行うリスクアセスメントとの責任分界を明確にすべきである。	「不適切な材料」は、当該成分が短時間で保護手袋内に浸透する等の理由により不適切なものを指し、具体的には、成分に応じて、当該材料の保護手袋を使用した場合に、JIS T8116 で定める試験方法等により、10 分未満で当該成分が透過することが判明しているものとして、「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」及びその参考資料である「耐透過性能一覧表」（https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001716484.xlsx)において、使用する化学物質に応じて「×」が付された材料が含まれます。 　なお、そのまま使用する製品等については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）の通知が望ましく、ポジティブリストを示す場合は、①耐透過性レベル（JIS T8116）が最も高い材料（多層フィルム等）のみを明示することなく、作業内容に応じて使用可能な選択肢（耐透過性レベル１以上）を幅広く示すこと、②示されたポ

		ジティブリスト以外の材料でも事業者が選ぶことができることを明示することに留意する必要があります。 この趣旨を通知でお示しする予定です。
23	【含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適切な材料について】 保護手袋については、「耐アルカリ性」など必要な保護性能を SDS に示すことで、安全性情報は十分伝達でき、使用者が作業条件や入手可能性に応じて適切な材料を選定できるため、材料の記載を一律に必須とせず、必要な保護性能を示す運用としてほしい。	保護手袋については、取り扱う化学物質の成分に応じ、保護手袋の材料の耐透過性能等が異なることから、「耐アルカリ性」といった記載だけでは、具体的な保護手袋の材料を選ぶことは困難です。このため、不適切な材料の通知が義務付けられています。
24	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 実態としては「法令ごとに適用される成分の通知」による記載方法も非常に多いため、当該方法も認めてほしい。	含有される成分に応じ、適用される法令の区分が明らかになっていればよく、成分ごとにまとめて記載するか、法令ごとにまとめて記載するかについては、特段の定めはありません。
25	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 「成分の化学物質の区分」の区分とは、改正の趣旨に記載されている「含有される成分ごとに適用される法令等」を示すものか。その場合、対象となる法令等、記載方法、具体的な記載例等を示してほしい。 併せて、混合物の場合、成分ごとの適用法令を網羅的に列挙した場合、SDS が著しく複雑化するため、製品の適正な管理に必要な主要法令を中心とした記載とすることにしてほしい。	具体的な対象法令の区分、略称については安衛則第 34 条の２の４第９号に規定しており、例えば、「令別表第一に掲げる危険物」の場合、当該区分名または「危険物（安衛法）」という略称を通知していただくことになります。その他、リスクアセスメントの的確な実施等を通じた労働者の健康・安全確保のために必要な情報として、安衛法令に定められる特定化学物質や有機溶剤等を対象としています。 ここに列挙される以外の法令については、同条第８号において通知することとしています。
26	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 「化学物質の区分」という表現は、ＧＨＳ区分（危険有害性区分）との混同	単に「適用される法令」とした場合、例えば、特定化学物質、有機溶剤等がすべて「労働安全衛生法」とすることが許容されるため、法令上の細かい区

	を招くおそれがあるため、「成分に適用される法令及び規制区分」または「適用される法令」等の表現に修正してほしい。	分けを記載するという趣旨から、「区分」という記載としたものです。
27	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 製品ではなく成分ごとに判定する場合、輸入商社には相当な国内法令調査負担が発生するため、公的データベースとの連携が必要である。	化学物質に適用される安衛法令等については、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html）に掲載のリスクアセスメント対象物一覧（裾切値一覧）等のリストを参照ください。
28	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 「成分ごとに適用される法令等」について、国内法令に限るのか海外法令も含むのかを明確にしてほしい。	国内で交付される SDS において通知いただく法令等は国内法令に限られます。海外法令の通知要否は、当該海外法令の求めに従って、ご判断ください。
29	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 製品中に裾切値（皮膚等障害化学物質、がん原性物質及び濃度基準値設定物質における裾切値又は労働安全衛生法上の通知対象物質としての裾切値等）未満で含有する成分については、記載義務の対象から除外すべきである。 なお、例えば有機溶剤中毒予防規則の適用については、混合物においては該当物質の合計量によって判断されることとなると理解しているが、この場合どのような通知方法を想定しているか。	含有量が労働安全衛生法施行令第 18 条第３号及び第 18 条の２第３号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に定める安衛法第 57 条の２第１項の裾切値未満の場合、SDS の作成・通知義務の対象外となります。 有機溶剤についても、製品中の含有割合が裾切値以上の場合には通知義務が生じるものです。有機溶剤中毒予防規則の適用については、従前から変更はありません。
30	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 濃度基準値及び管理濃度は既に SDS 第 8 項「ばく露防止及び保護措置」の記載事項である。また、法改正等に伴	濃度基準値等については JIS Z7253 においても項目８において記載すべき事項とされており、今回の改正はその整理を変えるものではありません。

	う更新時に記載内容の不整合が生じるおそれがあるため、これらの情報は第 8 項に集約し、他項目での重複記載は不要とすべきである。	
31	【含有される成分ごとに適用される法令等について】 SDS 第 15 項は通常、労働安全衛生法、化管法、毒劇法など SDS 関連法令に基づく規制情報を記載する項目として運用されているため、労働基準法（女性労働基準規則）に基づく対象物質を新たに記載対象とする場合は、その位置付けや必要性を明確にしてほしい。特に、労働安全衛生法に関連する情報として扱うのであれば、同法側の制度や対象物質リストへ組み込む方法も考えられる。併せて、労働基準法に基づく対象物質について第 15 項への記載を求める背景や目的について、通達やガイドライン等で分かりやすく示してほしい。	今回追加する項目は、労働者の安全保護の観点から、必要とされる内容として整理しており、女性労働基準規則第２条第１項第 18 号各号に掲げる有害物を取り扱う業務には、妊娠中の女性を就かせてはならないことが定められており、安衛法の特定化学物質等と同様、安衛則第 34 条の２の４第９号において、適用される法令の区分を通知することを義務付けたものです。こういった趣旨について、通知でお知らせする予定です。
32	今回改正内容が SDS で不記載であった場合は通知義務違反となるのか。	今回の改正内容の施行日である令和 12 年４月１日以降は、SDS に記載すべき項目に不記載があった場合は通知義務違反となります。
33	中小事業者を含む関係事業者が円滑に対応できるよう、FAQ、記載例、説明会等の支援策を実施してほしい。	施行に当たっては、その運用のための通達、Q&A、モデル SDS 等の各種ツールを整備するなどの支援を図ってまいります。
34	SDS 改訂の作業は時間を要すること、本改正以外にも SDS 関係で多く改定事項が予定されていることから、公布から施行まで一定の猶予期間を設ける、経過措置期間を導入する等してほしい。	施行日は令和 12 年４月１日としており、事業者の皆様に準備をしていただくための十分な期間を設けていると考えております。
35	既に流通している多数の SDS について、施行日に全件改訂が必要か、もし	改正された安衛法第 57 条の２第２項の規定により、令和 12 年４月１日よ

	くは次回 SDS 改訂時からでよいか。また、在庫品、長期間取引のない製品等を含めた経過措置を明確化すべきである。	り、すでに通知した SDS の内容に変更がある場合は、再度通知することが義務となります。このため、この施行日までに既に通知された SDS を変更する場合は、再度通知する必要があります。 ただし、変更された事項の通知の相手方については、継続的に取引を行っている事業者（概ね１年以内に化学物質を譲渡提供した事業者）とする予定です。このため、在庫品等のうち、長期間の取引がないものについては、対象から除かれるものになります。こういった内容を通知でお示しする予定です。 なお、事業者の皆様に準備をしていただくため、施行日は令和 12 年４月１日としております。